

負債・資本の評価について（参考）

検討会の検討報告から抜粋

2. 負債の評価方針の骨子

(1) 借入金及び債券

簿価で評価することとします¹。

【考え方】

借入金及び債券の評価方法としては、時価と簿価が考えられます。

負債の時価評価については、明確な会計慣行は成立していません。国際会計基準の検討の場で議論は行われていますが、結論がまとまるには時間がかかりそうな状況です。負債の時価評価についての議論の進展具合を考慮すると、今の時点で時価評価を行うのは時期尚早であると考えられます。

また、商法上の会社分割の会計処理、他の独立行政法人の設立時の処理等における現状での取扱いを踏まえ、簿価で評価することが適当であると考えられます²。

(2) 償還準備金

公団の法定財務諸表にある償還準備金は、計上しないこととします³。

【考え方】

民営化後においては償還準備金積立方式を採用しないこととしたためです。

(3) 引当金

①退職給付引当金は「退職給付に係る会計基準^{*1}」に従って計上することとします。未認識数理計算上の差異はすべて認識した状態とします⁴。

②公団の法定財務諸表にある特別修繕引当金は、開始時の貸借対照表には計上しないこととします⁵。

¹ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

² 第9回検討会 資料1-2「7月12日資産評価WG議事メモ」

³ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

^{*1} 退職給付に係る会計基準（平成10年6月16日企業会計審議会）：企業が従業員の退職後に支払う退職給付についての会計基準です。退職給付のうち期末までに発生していると認められる退職給付債務から年金資産の額を控除した額が退職給付引当金となります。

⁴ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

⁵ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

【考え方】

現時点において将来にわたって大規模な支出を伴う修繕計画は定まっておられません。新組織発足後、このような修繕計画が定まれば、改めて検討されることになると考えられます⁶。

③公団の法定財務諸表にある道路事業損失補てん引当金^{*2}及び特別道路管理引当金^{*3}は、開始時の貸借対照表には計上しないこととします⁷。

【考え方】

道路事業損失補てん引当金及び特別道路管理引当金は、自家保険的意味合いがあり、引当金の計上要件を満たさないものと考えられます。

④賞与引当金は支給見込額のうち開始日前負担分で評価することとします。ただし、現行の会計基準において民間企業と異なる負債計上がなされている場合には、企業会計の諸基準により計上することとします⁸。

(4) 連帯債務

自らの負担部分を負債に計上し、自らの負担部分を超える金額については注記を行うこととします⁹。

【考え方】

施行法第16条によれば、開始時の会社が承継する借入金、会社又は機構が承継する債券に係る債務は、会社及び機構が連帯して弁済の責に任ずることとなっています。開始時の連帯債務については、移行独立行政法人での事例を踏まえると、自らの負担部分を超える金額については注記を行うことが適当であると考えられます¹⁰。

(5) 見返負債

⁶ 第9回検討会 資料1-2「7月15日資産評価WG議事メモ」

^{*2} 道路事業損失補てん引当金：日本道路公団において一般有料道路無料開放時に、償還準備金が不足しているケースにおいて発生する損失に充てるため、日本道路公団法施行規則第3条第3項の規定により、計上されている引当金です。阪神高速道路公団においても道路事業に係る不測の損失に備えるために道路事業損失補てん引当金が計上されています。

^{*3} 特別道路管理引当金：日本道路公団では、一般有料道路の維持・修繕工事が多額の費用を要し、実施が困難な場合、道路整備特別措置法5条の規定により、公告した料金徴収期間の経過後も料金の徴収を行うことを認められています。当該道路の収益費用の決算上の不足に充てるため、日本道路公団法施行規則第3条第3項の規定により、計上されている引当金です。

⁷ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

⁸ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

⁹ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1-2「7月12日資産評価WG議事メモ」

¹⁰ 第9回検討会 資料1-2「7月12日資産評価WG議事メモ」

資本剰余金とすることとします¹¹。

【考え方】

各公団とも民間企業並財務諸表では、見返負債を計上しておらず、相当する金額を利益剰余金に含めています。国際会計基準の考え方においても、補助金等の収入があった場合、繰延処理をせず、直ちに収益として認識する方向にあり、期末の貸借対照表では利益剰余金に含まれることとなります。

開始貸借対照表の作成においては、資本金を超える資本項目は、資本剰余金とするため（VI. 3.（2）参照）、見返負債も資本剰余金として処理するのが適当であると考えられます¹²。

（6）その他

未払金、未払費用、前受金、預り金、プリペイドカード等仮受金、受託業務預り金、受託業務仮受金、その他の流動負債、長期未払金、その他の固定負債は簿価で評価することとします。ただし、現行の会計基準において民間企業と異なる負債計上がなされている場合には、企業会計の諸基準により計上することとします¹³。

3. 資本の評価方針の骨子

（1）資本金

国または地方公共団体からの各々の公団への出資金は出資額のまま評価することとします¹⁴。

（2）資本金以外の資本

機構または会社の開始貸借対照表における資本は、資本金と資本剰余金とすることとします¹⁵。

【考え方】

機構については、法定の資本金を超える資本項目は、開始貸借対照表を作成する上で利益剰余金とは考えられないので、会計的性格は資本剰余金と考えられます¹⁶。

会社については、設立に際して発行する株式の発行価額の2分の1を超える額を資本に組入れないことができるとされています。

¹¹ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

¹² 第9回検討会 資料1-2「7月15日資産評価WG議事メモ」

¹³ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

¹⁴ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

¹⁵ 第9回議事録P17、第9回検討会 資料1「承継負債・資本の分類と評価（案）」

¹⁶ 第9回検討会 資料1-2「7月15日資産評価WG議事メモ」

負債・資本の評価について(参考)の補足

・見返負債

新潟県中越地震の発生に伴う災害復旧に要する補助金については、現在災害復旧事業を執行中であるため、機構における開始貸借対照表上は、預り補助金等の独立行政法人特有の会計処理を採用する予定。

・資本

施行法15条(公団の解散等)11項

「政府及び出資地方公共団体から公団に対し出資されている出資金に相当する金額から第二項の規定により国及び出資地方公共団体が承継した会社の株式の総数の価額に相当する金額を減じた額(以下この項において「承継出資額」という。)は、政府及び出資地方公共団体から機構に対し出資されたものとし」

公団の出資金－会社の株式の総数の価額＝機構の出資金